

診療報酬・施設基準に関する掲示

・診療報酬の算定方法などに基づき関東信越局長に届け出た事項に関する掲示

1. 電子的診療情報連携体制について

当院では、質の高い医療を提供するため、以下のことを推進しています。

- オンライン資格確認を導入しています
- マイナ保険証の利用を推進しています
- 薬剤情報や特定健診情報などを診療に活用しています

取得した診療情報は、診療目的の範囲内で適切に活用し、個人情報法に基づき管理しています。

2. 長期処方について

当院では、患者さまの病状に応じて28日以上長期処方に対応しています。

(病状等を考慮し医師が判断します。)

3. 物価対応料について

令和8年度診療報酬改定により「物価対応料」が新設されました。これは、医療機関における光熱費や医療材料費などの物価上昇に対応し、安定した医療提供体制を維持するための制度です。当院では厚生労働省の定める基準に基づき算定しています。

4. ベースアップ評価料について

当院では「ベースアップ評価料」を算定しています。この制度は、医療従事者の処遇改善を行い、地域医療を安定して提供することを目的としています。評価料による収入は、対象職員の賃金改善に活用されます。

皆さまに安心して医療を受けていただけるよう、今後も医療の質の向上に努めてまいります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

皮膚科こかじクリニック 院長

令和8年6月1日